

令和3年9月29日

第9回

須崎市農業委員会総会 議事録

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和3年9月29日(水) 午後3時
3. 出席委員 (農業委員8名) 中西会長 谷岡会長職務代理者
鍋島委員 堅田委員 中村委員
谷脇(裕)委員 古谷委員 山口委員
4. 欠席委員 (なし)
5. 出席職員 (事務局3名) 国広局長 竹下次長
森本主幹
6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農業経営基盤法強化の促進に関する基本構想の変更について
議案第4号 農用地利用集積計画について(諮問)

開会宣言	<p>中西会長</p> <p>只今から、令和3年第9回須崎市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>国広局長</p> <p>本日も、新型コロナウイルス感染予防対策として、推進委員の意見を集約後、農業委員を参集しての開催となっています。議案説明は可能な範囲で簡略し、開催時間の短縮に努めますのでご理解のほどお願いします。</p> <p>それでは、会長よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>本日は、忙しい中お集まりいただきありがとうございます。説明があった通り、会議時間の短縮に努めますので、スムーズな運営をよろしく申し上げます。</p> <p>それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。</p>
意 見	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議事録署名	<p>中西会長</p> <p>それでは、本日の議事録署名人は7番 古谷委員、8番 山口委員、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>【議案第1号 非農地証明願について 番号1から番号4まで議案書をもとに朗読】</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>関係委員のご意見を申し上げます。</p>
意 見	<p>12番 谷脇（裕）委員</p> <p>番号1については、現地確認に行きましたが、コンクリートで固められており、非農地化しておりますので問題ありません。</p>

	<p>中西会長</p> <p>番号2から番号4につきましては、森光委員と、事務局の方と、現地を確認してきました。一帯が山となっており、問題はありません。</p> <p>推進委員の意見集約でも、問題がないとのことでした。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>皆さんから、他に何かご意見ございませんか。</p>
審 議	<p>中西会長</p> <p>特になければ、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することと決定いたしますがご異議ございませんか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号2まで議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>竹下次長</p> <p>補足説明します。今月の案件は2件になります。譲渡人、譲受人の住所及び氏名、申請の事由、耕作面積は、お手元の議案書のとおりです。</p> <p>番号1について、譲受人は、水稻、にら等の露地野菜を作っており、農地を効率的に利用しています。農作業については、譲受人および譲受人の妻が、年間300日程度農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため、問題ありません。取得後は、ぶどう、ゆず、露地野菜を作るとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。番号2について、譲受人は、水稻、みかんを作っており、農地を効率的に利用しています。農作業については、譲受人が、年間150日程度農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため、問題ありません。取得後は、みかんを作るとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。以上農地法3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>

議 長	中西会長 関係委員のご意見をお願いします。
意 見	1 2 番 谷脇（裕）委員 番号1についてですが、申請地は、譲受人の土地の近くで、以前から譲受人が管理していた土地で今回正式に手続きを行うとの事なので、問題はありません。 中西会長 番号2については、兄から弟への贈与となっており、現地確認をした坂本委員からも、問題ないという意見を聞いています。また、推進委員の意見集約でも、番号1、番号2について問題ないとのことでした。
審 議	中西会長 特に問題がないようですので、番号1から番号2について、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議については、許可することに決定いたします。
議 長	中西会長 続きまして、議案第3号 農業経営基盤法強化の促進に関する基本構想の変更についての審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 【議案第3号 農業経営基盤法強化の促進に関する基本構想の変更について 議案書をもとに朗読】
補足説明	森本主幹 今回の変更については、令和3年3月31日付で、高知県の農業経営基盤強化の促進に関する基本方針が変更になったことに伴い、平成28年度の策定した、須崎市の基本的な構想を変更しようとするものです。 主な変更点についてご説明いたします。本市の農業の現況について、最新の統計に合わせて、耕地面積等を変更しております。農業後継者の育成および、新規参入の促進について

	<p>て、年間12人の新規就農者の確保、育成を目標として人数を明記しました。これは、高知県の基本方針にあります、320人の新規就農目標を、各市町村の実績に応じて割り振った結果の人数になります。個別経営体の事例の、主な生産方式を、JA土佐くろしおの営農部と、高知県農業振興センターの技術職員の協力のもと、最新の資本装備に変更しています。次に、新たに農業経営を営もうとする、青年等が目標とすべき、農業経営の基本的指標について、年間農業所得は、新規就農者以外の農業者の目標の8割程度、1経営体当たり概ね250万円を目指すことに変更しています。前回までは7割程度、1経営体当たり200万円でしたので、引き上げています。あくまで目標ですが、高知県の基本方針で、新規就農者を経営開始から5年目を目途に、年間所得250万円を実現できるようにとの記載にそって、変更するものです。農業経営基盤強化促進事業に関する事項についてですが、前回までは、農地利用集積円滑化事業についての記載がありましたが、法改正等により、記載を削除しています。また、規則の改正により、農用地利用集積計画の内容と、農業委員会への報告について、特に認められた法人でない法人の場合、利用権設定をする際、解除条件付きの利用権設定を設定しなければなりません。毎事業年度の終了後、3ヵ月以内に農用地の利用報告の提出先が、農業委員会に変更になっています。</p>
<p>議 長</p>	<p>中西会長 何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
<p>補足説明</p>	<p>森本主幹 この基本構想案をJA土佐くろしおと、農業委員会でご意見いただいて、可という事になれば、須崎市の基本構想を県と協議したいと考えております。事前に担当課である担い手支援課とは、打ち合わせております。</p>
<p>意 見</p>	<p>国広局長 利用権設定の許可要綱もこの基本構想に含まれています。また、3年に一度の農業委員の要件である、認定農業者の要件も含まれています。 女性の参画の促進とありますが、今年農業委員の改選をした際、女性の農業委員がいないのは、須崎市と宿毛市だけだご指摘、ご指導を受けましたが、須崎市は認定農業者の女性が非常に少なく、共同申請を含めても10人ほどしかいません。今後、共同申請の推進、女性の農業経営の参画を促進する事に関して、具体的にどのように増やしていくという事はないという事ですよね。 森本主幹 あくまで基本構想ですので、どのように増やしていくかというところまでは無いですね。</p>

<p>審 議</p> <p>採 決</p> <p>議 長</p>	<p>山口委員</p> <p>女性の認定農業者が少ないのは、旦那が認定農業者なら夫婦で認定農業者になる必要がないという感覚ではないでしょうか。夫婦で認定農業者になる形になれば増えると思います。現状たった10人の認定農業者に、農業委員になってもらうのは難しいと思います。</p> <p>森本主幹</p> <p>ご指摘はごもっともだと思います。</p> <p>国広局長</p> <p>市町村によっても異なると思いますが、須崎市は施設経営が中心なので、なかなか難しい面はあるかとは思いますが。</p> <p>森本主幹</p> <p>認定農業者で共同経営申請しているのは、ほとんどが親子で、夫婦でというのは少ないように感じますね。</p> <p>山口委員</p> <p>現状、嫁さんがとる必要がないというのが問題だと思います。</p> <p>森本主幹</p> <p>女性も含めて認定農業者に、というのであれば、家族協定で、夫婦で取得するのを推奨していくか、女性の配偶者の方も入っていただけるように勧めるというのは、一つの案かとは思いますが。</p> <p>中西会長</p> <p>特にご異議があるというわけでなければ、賛同でも良いかと思いますが、皆さまいかがでしょうか。</p> <p>農業委員（異議なし）多数。</p> <p>中西会長</p> <p>特にご異議ないようなので、議案第3号 農業経営基盤法強化の促進に関する基本構想の変更については、承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
----------------------------------	--

議案説明	<p>国広局長</p> <p>【議案第4号 農用地利用集積計画について（諮問） 議案書をもとに朗読】</p> <p>森本主幹</p> <p>【整理番号R3-24から整理番号R3-29について別冊をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>整理番号R3-24については、借受人の主たる経営作物はみょうがで、構成員は5人、うち3人が専従者となっております。</p> <p>整理番号R3-25およびR3-26については、借受人の主たる経営作物はみょうがで、構成員は2人、うち2人が専従者となっております。</p> <p>整理番号R3-27については、借受人の主たる経営作物はみょうがで、構成員は2人、うち2人が専従者となっております。</p> <p>整理番号R3-28については、借受人の主たる経営作物はみょうがで、構成員は6人、うち4人が専従者となっております。</p> <p>整理番号R3-29については、借受人の主たる経営作物はみょうがで、構成員は1人、うち1人が専従者となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件は、今回は対象ではありません。第4号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者のすべての同意について、整理番号R3-24およびR3-28以外は所有権以外に規定する権利を有する者がいないため、対象ではありません。整理番号R3-24については共有所有の土地であり、所有権を有している者2名、うち2名の同意を得られています。整理番号R3-28については共有所有の土地であり、所有権を有している者4名、うち2名の同意を得られており、対象農地について1/2を超える共有持ち分を有する者の同意を得られております。以上で、今回の申請6件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>中西会長</p> <p>この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。</p>

審 議	<p>中西会長 何かございませんか。なければ、承認することに決定しますがよろしいでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長 ご異議ないようですので、議案第4号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。</p>
そ の 他	<p>竹下次長 活動記録簿について 遊休農地の調査について</p>
閉会宣言	<p>中西会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第9回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 4時10分</p>
	<p style="text-align: center;">その真正なることを証して署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">7 番</p> <p style="text-align: center;">8 番</p>